

浜松市

ひとり親家庭等自立促進計画

平成23年度～平成27年度



はじめに

近年、少子化や核家族化の進行、地域での人間関係の希薄化に伴い、家庭や地域での子育て力の低下が懸念されています。また、経済・雇用情勢は依然として厳しい状況にあり、「子育て」と「生計」の二つの役割を担うひとり親家庭は、子どもの養育や教育、経済的なことなど、さまざまな困難に直面しています。

浜松市では、ひとり親家庭等への総合的な自立支援を計画的に進めるため、平成20年3月に「浜松市ひとり親家庭等自立促進計画（平成20年度～平成22年度）」を策定し、ひとり親家庭等の生活の安定と向上のための支援を進めてまいりました。平成21年8月には、ひとり親家庭等になって間もない世帯の経済的負担を軽減するため「ひとり親家庭等自立支援手当」の支給を開始するなど、本市独自の施策を推進するほか、国の補助事業にも積極的に取り組み、ひとり親家庭等の自立促進に努めています。

こうした中、平成20年4月に国が示した「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本方針」では、母子家庭等に対する総合的な支援を継続実施する必要性が示されました。また、平成22年8月に実施した「浜松市ひとり親家庭アンケート」の結果をみると、ひとり親家庭が経済面や就業状況、子育てや生活に関することなど、さまざまな課題を抱え、支援を必要としている現状がうかがえます。

そこで、浜松市では、引き続きひとり親家庭等に対する総合的な支援を行っていくため、「浜松市ひとり親家庭等自立促進計画（平成23年度～平成27年度）」を策定しました。今後も、さまざまな困難を抱えるひとり親家庭等のニーズの把握に努め、本計画に基づく自立のための支援を行うとともに、子どもがいきいきと輝き、子育てがしやすく楽しいと感じられる社会の実現を目指してまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、浜松市社会福祉審議会などの関係諸団体や、アンケート、パブリック・コメントなどで貴重なご意見をいただきました皆さまに、心から感謝申し上げます。

平成23年3月

浜松市長 鈴木 康友

目次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
4 計画の対象	2
5 他の計画等との関連	3

第2章 現状と課題

1 ひとり親家庭を取り巻く現状	4
2 ひとり親家庭における課題	33

第3章 施策の概要

1 基本的な施策の方針	35
2 施策体系	36
3 基本施策	37
4 施策一覧	39

第4章 具体的な支援施策

施策1 就業支援	41
施策2 経済的支援	47
施策3 子育て・生活支援	50

第5章 計画の推進にあたって

1 関係施策や関係団体との連携	54
2 計画の運用	54
3 計画の評価	54

資料編	55
-----	----

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

ひとり親家庭は、「子育て」と「生計の維持」という二つの役割を一人で担っており、収入や子どもの養育等において、さまざまな困難を抱えています。

こうしたひとり親家庭等の福祉を図るため、国は、平成14年11月に「母子及び寡婦福祉法」（昭和39年法律第129号。以下、「法」といいます。）を改正、平成15年3月に「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」（以下、「基本方針」といいます。）を定め、母子家庭等及び寡婦の実態等を踏まえた母子家庭等施策の展開のあり方を示しました。

法及び平成15年3月の基本方針は、母子家庭等及び寡婦に対する「きめ細かな福祉サービスの展開」と「自立の支援」に主眼を置いた内容となっており、都道府県及び市町村の役割として、計画的な母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための施策を実施することを求めています。

このような状況を踏まえ、浜松市では、平成20年3月に「浜松市ひとり親家庭等自立促進計画（平成20年度～平成22年度）」を策定し、ひとり親家庭等への総合的な支援に取り組んでまいりました。

こうした中、平成20年4月に、国による新たな基本方針が策定され、ひとり親家庭等に対する支援の重要性が再度示されました。また、近年の雇用状況等の悪化など、ひとり親家庭等を取り巻く環境は一層厳しいものとなっています。

そこで、浜松市では、今後もひとり親家庭等に対する総合的な自立支援を計画的に実施していくため、平成23年度から平成27年度の5か年を計画期間とする新たな計画を策定しました。今後、この計画に基づき、ひとり親家庭等の生活の安定と福祉の向上を図ってまいります。

2 計画の位置づけ

本計画は、法第12条及び「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」（平成20年4月1日厚生労働省告示第248号）に基づき策定しました。「第2次浜松市総合計画」、「浜松市次世代育成支援（後期）行動計画」など、他の行政計画の趣旨を踏まえつつ、ひとり親家庭等施策の方針を定める計画と位置づけます。

3 計画の期間

平成23年度から平成27年度までの5か年計画とします。なお、本計画は、社会情勢の変化に的確に対応できるよう、必要に応じて見直しを行うものとします。

4 計画の対象

本計画は、母子家庭、父子家庭及び寡婦を対象とします。

本計画における語句の定義

- ・母子家庭…父のいない（父の生死が不明な場合、父から遺棄されている場合等を含む。）児童（満20歳未満の子どもであって、未婚のもの。）がその母によって養育されている世帯
- ・父子家庭…母のいない（母の生死が不明な場合、母から遺棄されている場合等を含む。）児童（満20歳未満の子どもであって、未婚のもの。）がその父によって養育されている世帯
- ・寡婦…配偶者のない女子であって、かつて児童を扶養していたことのあるもの
- ・ひとり親家庭…母子家庭及び父子家庭
- ・ひとり親家庭の親…母子家庭の母及び父子家庭の父
- ・ひとり親家庭等…ひとり親家庭及び寡婦

5 他の計画等との関連

